

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年4月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300295号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400001号

第1 結論

1 請求者のA社における平成18年12月1日から平成19年6月1日までの期間、平成19年7月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年3月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成18年12月から平成19年5月までの期間、平成19年7月及び同年8月並びに平成20年3月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月から平成19年5月までの期間、平成19年7月及び同年8月並びに平成20年3月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成19年9月1日から平成21年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年9月から平成20年2月までの期間、平成20年12月及び平成21年1月の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とし、平成20年3月から同年11月までの標準報酬月額については、同表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄)から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成19年9月から平成21年1月までの訂正後の標準報酬月額(平成19年9月から平成20年2月までの期間、平成20年12月及び平成21年1月については、別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成20年3月から同年11月までについては、同表の第6欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 平成18年9月1日から平成21年2月1日までの請求期間のうち、その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から支払われた給与額に見合う額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、A社は、平成 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、平成 21 年 3 月に破産手続開始となっているところ、当該登記簿謄本により確認できる同社の破産管財人から提出された給与明細一覧及び給与未払金一覧（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、請求期間に係る報酬月額が確認できるとともに、厚生年金保険料及び健康保険料の合計金額と考えられる『社保年金』と記載された控除項目の金額から厚生年金保険料を推認することができる。

また、請求者は、A社の給与について、未払が数回あったこと及び金融機関の口座振込であったことを陳述しているところ、請求期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間、平成 19 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る給与については、給与明細一覧等に記載されている差引支給額を請求者から提出された預金通帳により請求者の口座に振り込まれたことが確認できる。

さらに、請求期間について、給与明細一覧等により、報酬月額に見合う標準報酬月額（別表の第3欄）及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表の第4欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額であることが確認できる上、請求期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間、平成 19 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、給与明細一覧等の『社保年金』と記載された控除項目の金額及び預金通帳の振込から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第5欄）がオンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）よりも高額又は同額であることが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間、平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 20 年 3

月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書一覧等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額から別表の第1欄に掲げる月ごとに同表の第6欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る届出や保険料納付について、不明である旨陳述しているが、年金事務所が保管する平成18年の定時決定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額及び平成20年3月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載されている報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていること、また、平成20年の定時決定について、日本年金機構は、事業主から厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されないため、保険者算定を行ったと考えられる旨回答していることから、事業主は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成19年9月1日から平成21年2月1日までの期間について、給与明細一覧等によると、本来の標準報酬月額(別表の第4欄)は、オンライン記録の標準報酬月額(別表の第2欄)及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄)よりも高額であることが認められる。

したがって、平成19年9月から平成21年1月までの標準報酬月額は、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる額とすることが必要である。

ただし、平成19年9月から平成21年1月までの訂正後の標準報酬月額(平成19年9月から平成20年2月までの期間、平成20年12月及び平成21年1月については、別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成20年3月から同年11月までについては、同表の第6欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成19年9月1日から同年12月1日までの期間、平成20年1月1日から同年3月1日までの期間について、給与明細一覧等により、本来の標準報酬月額(別表の第4欄)がオンライン記録の標準報酬月額(別表の第2欄)よりも高額であることが認められるものの、事業主が給与から源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は別表の第5欄と推認され、オンライン記録の標準報酬月額(別表の第2欄)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成18年9月1日から同年12月1日までの期間、平成19年6月1日から同年7月1日までの期間、平成19年12月1日から平

成 20 年 1 月 1 日までの期間及び平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間について、預金通帳によると、給与明細一覧等に記載されている当該期間に係る給与が請求者の口座に振り込まれたことを確認できないことから、厚生年金保険料の控除については認められない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 18 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 1 日までの期間及び平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300295号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400001号

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	報酬月額に 見合う 標準報酬月額	本来の 標準報酬月額	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例 法訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険 法(第75条本 文)訂正後の 標準報酬月額
平成18年9月から 同年11月まで	34万円	38万円	—	—	—	—
平成18年12月から 平成19年3月まで	34万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成19年4月	34万円	47万円	—	38万円	38万円	—
平成19年5月	34万円	50万円	—	38万円	38万円	—
平成19年6月	34万円	38万円	—	—	—	—
平成19年7月	34万円	41万円	—	38万円	38万円	—
平成19年8月	34万円	38万円	—	38万円	38万円	—
平成19年9月から 同年11月まで	38万円	—	44万円	38万円	—	44万円
平成19年12月	38万円	—	44万円	—	—	44万円
平成20年1月及び 同年2月	38万円	—	44万円	38万円	—	44万円
平成20年3月から 同年8月まで	9万8,000円	—	44万円	38万円	38万円	44万円
平成20年9月から 同年11月まで	9万8,000円	—	41万円	38万円	38万円	41万円
平成20年12月及び 平成21年1月	9万8,000円	—	41万円	—	—	41万円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300309号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400001号

第1 結論

平成*年1月から同年4月までの請求期間及び平成*年10月から平成*年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成*年1月から同年4月まで
② 平成*年10月から平成*年3月まで

私は、請求期間当時、A市に住んでいたが、地震で自宅が全壊した。地震後に、同市役所から国民年金の納付に関する通知等が届いたが、被災してから平成*年3月までの国民年金保険料を思うように納付できなかったため、同市役所で相談して、保険料の免除を受けたはずなのに、請求期間①及び②の免除記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A市に居住して地震により被災したと陳述しているところ、社会保険庁通知には、当該地震で災害救助法の適用を受けた地域の被災者である国民年金の被保険者(第1号被保険者)に対しては、保険料免除を受けられるとされており、取扱いの一部として、i)申請者の所得審査は省略できること、ii)申請手続が遅れた場合にあっても、やむを得ない事情があると認められるときは、平成*年12月以降の月を始期とする期間に係る保険料について免除できること、iii)免除の期間は、平成*年3月までの間において必要と認められる月までと定められている。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請に至ったことを示す資料として、A市が平成*年2月に発行した「り災証明書」を提出しているところ、当該証明書には、「り災事項」として、地震により請求者の自宅が全壊した旨記載されていることから、請求者が、免除申請を行ったとすれば、上記通知の適用を受け、請求期間①及び②の一部について、免除が承認されていた可能性がうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、請求

者が過去に取得していた厚生年金保険に係る記号番号を用いて、平成9年5月6日に付番されており、その後、平成11年6月29日に過去の厚生年金保険の被保険者資格に基づき、請求期間①を含む平成*年7月から平成*年4月までの期間及び請求期間②の国民年金の被保険者資格に係る記録整備が行われていることが確認できることから、請求者はこの記録整備が行われるまでは国民年金に未加入であったこととなる。

また、請求者は、地震後に、A市役所から国民年金の納付に関する通知等が届いたが、被災後は国民年金保険料を思うように納付できなかったため、市役所で相談し、保険料の免除を受けた旨陳述しているものの、保険料の免除申請の前提となる請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格を取得する手続きに関しては記憶していないとしており、保険料の免除申請についても、いつ行ったかの記憶は明確でないなど、当時の状況の詳細は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、上述の社会保険庁通知において、地震による被災者である国民年金の被保険者に対する国民年金保険料の免除期間については、平成*年12月以降の月を始期とする期間に係る保険料について免除できること及び平成*年3月までの間において必要と認められる月までとされているところ、i) 請求期間①及び②当時に居住していたA市は、請求者に係る国民年金の記録はなく、請求期間①及び②に係る免除申請書及び関係資料等について、保存年限経過のため保管はない旨回答していること、ii) 同市を管轄しているB年金事務所は、請求期間①及び②に係る免除申請書及び関係資料等について保管していない旨回答していること、iii) 上述のとおり、請求期間①及び②の被保険者資格に係る記録整備が平成11年6月29日に行われるまで、請求者は国民年金に未加入であったことを踏まえると、請求者が、上記通知の適用が受けられる期間において、請求期間①及び②の免除申請を行い、保険料が免除されていたとする事情を見いだすことはできない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間①及び②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300326号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400002号

第1 結論

昭和58年*月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和60年9月まで

私は、20歳の頃、実家で就職活動をしていたが、私が将来、「無年金」となることを避けるため、その頃に母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。保険料の納付については、請求期間を含め就職するまでの間、母親が金融機関、農協又はA市のB支所等で納付してくれたと思うが、請求期間は未納とされている。また、現在の年金記録では、昭和60年10月から納付されたこととされているが、このような中途半端な時期に母親が納付を始めたはずはなく、提出した年金手帳にも「初めて上記被保険者となった日」として、20歳の誕生日の前日である昭和58年*月*日が記載されていることから、私が20歳の頃に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと思うので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が就職するまでの保険料を納付したとする母親については、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、請求者についても、請求期間以後において保険料の未納はなく、請求期間直後の保険料も遡って納付されていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る保険料の納付場所について、金融機関、農協及びA市のB支所など複数の場所を母親から聞いたとしているものの、納付時期及び金額等までは母親も分からないとしており、保険料納付についての詳細な状況は明らかでない。

また、請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、オンライン記録によると、昭和62年10月14日付けで、初めて被保険者資格を取得する事務処理が行われていることから、この頃に請求者に係る国民年金の加

入手続が行われ、当該国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる。このため、20歳の頃（昭和58年*月頃）に母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする請求者の陳述とは時期が相違する。

さらに、請求者に係る被保険者資格については、上述の事務処理の際に、請求者の20歳到達日（20歳の誕生日の前日）である昭和58年*月*日に遡って資格を取得する事務処理が行われているところ、請求者と同時期の昭和62年10月頃に加入手続が行われた被保険者のうち、請求者と同様に20歳到達日に遡って資格取得している者が複数確認できることから、請求者についても被保険者資格の事務処理が昭和62年10月14日付けで行われ、年金手帳の国民年金における「初めて上記被保険者となった日」が昭和58年*月*日とされている。

加えて、請求者が主張するとおり、母親が請求期間の保険料を納付するためには、請求期間当時において、上述の加入手続時期（昭和62年10月頃）に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が、請求者に対し払い出される必要があるところ、紙台帳検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、戸籍及びその附票によると、請求期間前後において、請求者に関しては、氏名及び生年月日の変更又は訂正等はなく、住所地についても変更はないことから、既に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、上述の国民年金手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

以上のことを踏まえると、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、母親は請求期間当時、保険料を納付していなかったものと考えられる。

その上、i) 日本年金機構が保管する請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ても、請求期間の保険料が納付された事情はうかがえないこと、ii) A市は、平成22年に日本年金機構に全ての資料を移管し、当時の資料は現存していない旨回答していること、iii) 上述の加入手続時期（昭和62年10月頃）を基準とすると、請求期間のうち、大半の保険料については、既に2年の時効が成立しており、母親が保険料を納付することができなかったこと、iv) 上述のとおり、保険料納付についての詳細な状況は明らかでないことなどから、請求期間の保険料が納付された事情を導き出せない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300319号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400002号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年10月31日から同年11月1日まで

私は、正社員として勤務していたA社を平成20年10月31日に退職した。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が退職日と同日の平成20年10月31日となっているので、喪失年月日を退職日の翌日の平成20年11月1日に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当時、A社を信用しており、同社が何日を退職日として退職に係る届出を行ったかを知らなかったが、自身の退職日は平成20年10月31日である旨主張している。

しかしながら、年金事務所からの照会に対し、A社は、請求者に係る健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)並びに厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる平成20年11月分の給与支払明細書(賃金支払計算期間10月21日から離職日まで)を提出し、請求者の請求内容どおりの届出は行っておらず、請求期間に係る厚生年金保険料(平成20年10月分)を控除していない旨回答及び陳述している。

また、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、A社は、資格喪失年月日を平成20年10月31日、備考欄に「10/30退職」と記載し、健康保険被保険者証を添付して届出を行っていることが確認できる。

さらに、公共職業安定所から提出された雇用保険の記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は平成20年10月30日であることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

加えて、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主に対し、請求者に係るタイムカード、出勤簿、賃金台帳及び源泉徴収簿等資料の有無のほか、同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会を行ったものの回答を得られない上、請求者は、給与明細書等の資料を保管しておらず、請求者を記憶している同僚もいないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

また、B市は、請求者の請求期間に係る国民健康保険の加入記録について、平成20年10月31日付けで被保険者資格を取得している旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。